

安全データシート (SDS)

作成日 : 2020年4月1日

更新日 :

1. 製品及び会社情報

製品名 : オイルシールリペア (OIL SEAL-Engine Oil Buring & Leak Repair)

品番 : RP-61023、61023

用途 : エンジンオイル添加剤

製造元 : Rislone 10386 North Holly Road P.O. Box 187 Holly, Michigan 48442 TEL: 1-810-603-1321

輸入総発売元 : 株式会社リークラボ・ジャパン

住所 : 〒552-0002 大阪市港区市岡元町3-3-21

TEL : 06-6582-5497 FAX : 06-6582-5495

担当部門 : 品質保証部

2. 危険有害性の要約

特有の危険有害性 : この商品は、記載の法令に該当しますので、該当する法令の内容を確認し取扱ってください。

危険物第4類 第3石油類 (消防法 危険物)

GHS分類 :	引火性液体	区分4 第四類第3石油類
	皮膚腐食性/刺激性	分類できない
	眼損傷性/刺激性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	特定標的臓器毒性, 単回ばく露	分類できない
	特定標的臓器毒性, 反復ばく露	分類できない
	水生環境有害性(長期間)	区分3

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 警告

危険有害性情報 : H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

注意書き：**安全対策：**

- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
P264 取り扱い後はよく手を洗うこと。
P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
P273 環境への放出を避けること。

応急措置：

- P301 + P312 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
P301 + P330 + P331 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
P305 + P352 + P313 眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。
P302 + P352 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。
P362 + P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
P333 + P313 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
P391 漏出物を回収すること。

廃棄：

- P403 + P235 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。
P501内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

成分/化学名	重量%	CAS Number
成分及び含有量		
チオフェンテトラヒドロ-3- decyloxy-1,1 ダイオキサイド	<2.5	18760-44-6
酢酸ブチル	<1%	123-86-4

4. 応急措置

一般的アドバイス： 危険域から避難させる。
この安全データシートを担当医に見せる。
被災者を一人にしない。

吸入した場合： 新鮮な空気の場所に移動させ、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

身体を毛布などで被い保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。
呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ、
呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。

皮膚に付着した場合： 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹼水で洗う。
汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する。
加熱状態の製品が触れた場合は、洗浄した後に火傷に対する措置を行わなければならない。また、水疱、痛みなどの症状がでた場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。

眼に入った場合： 清浄な水で十分に目を洗浄した後、直ちに眼科医の診断を受ける。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。

飲み込んだ場合： 無理に吐かせないで、直ちに医師の診断を受ける。
無理に吐かせるとかえって肺への吸引等の危険が増す。
口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗浄し、
コップ1～2杯の水または牛乳を飲ませ、直ちに医師の処置を受ける。

応急処置をする者の保護： 救護者は、ゴム手袋、ゴーグルなどの適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

引火点： >200℃
自然発火点： 自然発火性なし
消火剤： 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂

使ってはならない消火剤： 棒状水、水スプレーを用いてはならない。火災を拡大して危険な場合がある

特有の危険有害性： 火災時には消火用水が排水溝ないし水路へ流出しないよう防止すること。

特有の消火方法： 消火作業は可能な限り風上から行う。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。
大規模火災の際には、泡消火薬剤を用いて空気を遮断することが有効である。
注水は火災を拡大して危険な場合がある。

消火を行う者の保護： 消火の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。
皮膚への接触が想定される場合は、不浸透性の保護具及び手袋を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護服及び緊急時措置：

除去作業の際には必ず適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項： 流出して製品が河川・下水道等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材：

全ての着火源を取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。危険地域より人を退避させる。

危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立入りを禁止する。

少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。

大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、出来るだけ空容器に回収し、

河川・下水道等に排出されない様に注意する。薬剤を用いる場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

二次災害の防止策：

漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

環境規制に従って汚染された物体および場所をよく洗浄する。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策：

指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。

皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。

静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。

危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。

容器から取り出す時はポンプなどを使用すること、細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。

容器は必ず密閉する。取扱には適切な保護具を必ず着用し直接の接触を避ける。

容器から取り出す時には適切な道具を使用すること。

また、口の中に入れてたり、食べたりしてはならない。

局所排気・全体換気：

室内で取り扱いを行う場合は、十分な換気を行う。

換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。

注意事項：

火気注意

安全取扱注意事項：

取扱い後はよく手を洗うこと。

容器を開ける時は、手を切る恐れがあるので、保護手袋を着用する。

衛生対策： 作業中は飲食、喫煙をしない。休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、
取扱い後に手、顔等をよく洗う。
また、休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込んではいない。

保管

安全な保管条件： 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。保管の際には危険物の表示を行う。
ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。
保管場所に施錠して保管することが望ましい。

安全な容器包装材料： 容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
容器は溶接、加工、穴あけ、または切断を行うと、爆発を伴って残留物が飛散することが
あるので注意する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策： ミスト・蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
取扱い場所の近辺に、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

許容濃度：

管理濃度： 規定なし（作業環境評価基準：労働省告示第26号、平成7年3月27日）

許容濃度： 日本産業衛生学会 現在のところ有用な情報無し。

OEL (Japan) 長期的価値： 475 mg/m³, 100 ppm 酢酸ブチル-123-86-4

保護具：

呼吸用保護具： 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。

手の保護： 長期又は繰り返し接触する場合は耐油性のものを着用する。

眼の保護具： 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具： 長時間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業衣、
安全靴を着用する。
濡れた衣服は脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。

9. 物理的及び化学的特性

物理状態： 液体

固体引火性： 測定データなし

外 観： 製品仕様による

ガス引火性： 測定データなし

臭 気： フルーティー

揮発性パーセント (%)： 測定データなし

臭気限界： 測定データなし

比重（空気=1）： 測定データなし

pH： 測定データなし

相対密度： >100 cSt (40°C)

流動点： 測定データなし

溶解度 水溶性： 不溶

融 点： 測定データなし

分配係数： 測定データなし

凝固点： 測定データなし

自然発火温度： 測定データなし

引火点： >200°C

分解温度： 測定データなし

酸化性質：非酸化性

注意：ここで記載された物理的データは一般的な値であり、仕様として解釈されるべきではない。

10.安定性及び反応性

反応性：指示通りに保管または使用した場合は、分解することはない。

化学的安定性：通常の取扱い条件(常温・常圧)の下で安定である。

危険有害反応可能性：酸化剤との接触を避ける。

避けるべき条件：混触危険物質との接触。

混触危険物質：引火しやすい物質、発火しやすい物質、酸性物質、塩基性物質、酸化性物質、還元性物質、有機過酸化性物質

危険有害な分解生成物：一酸化炭素と二酸化炭素、酸化りん、硫黄酸化物 (Sox)

11.有害性情報

急性毒性：

急性毒性（経口）： 基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

急性毒性（経皮）： 基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

急性毒性（吸入）： 基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

皮膚腐食性・刺激性： 基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

眼に対する重篤な損傷・刺激性：
基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

呼吸器感作性又は皮膚感作性：
基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

生殖細胞変異原性： 基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

発ガン性： IARCによる発がん性名簿にはない。（基油）
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

生殖毒性： 基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

特定標的臓器・全身毒性

- －単回暴露： 基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
- －反復暴露： 基油についての有用な情報なし。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

吸引性呼吸器有害性： 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

12.環境影響情報

水生生物毒性： 長期的影響により水生生物に有害。

生態毒性： 有用な情報無し

残留性/分解性： 部分的に生分解性があります。

生体蓄積性： 基油についての有用な情報なし。

土壤中の移動性： 基油についての有用な情報なし

PBT・vPvB： 該当しない

13.廃棄上の注意

廃棄方法

内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。

事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

投棄禁止。

埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。

燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処理をすること。空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14.輸送上の注意

IMDG分類 国連分類： 非該当

国内規制： 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上輸送 消防法 危険物 第4類 第4石油類 危険等級Ⅲ

海上輸送 船舶安全法 非危険物（個別運送及びバラ積み運送に於いて）

航空輸送 航空法 非危険物

輸送の特定の

安全対策及び条件： 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。

指定数量以上を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に

標識を掲げ、消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
第1類及び第6類の危険物及び高压ガスを混載しない。

15.適用法令

PRTR法（化管法）： 非該当

化審法の既存化学物質リスト：

458-37-7 1,7-bis(4-hydroxy-3-methoxyphenyl)hepta-1,6-diene-3,5-dione

497-19-8 Sodium carbonate

消防法： 危険物・第4類引火性液体・第3石油類

安衛法： 名称等を通知すべき有害物

水質汚濁防止法： 油分排出規制

下水道法： 鉱油類排出規制

海洋汚染防止法： 油分排出規制

廃掃法： 産業廃棄物規則

16.その他の情報

参考文献等：

許容濃度等の勧告(2010)日本産業衛生学会 産業衛生学会誌

安全衛生情報センター 「GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報」

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(nite) 「GHS関連情報」

日本規格協会(JIS) JIS Z 7250 : 2005 「化学物質等安全データシート (MSDS)」

引用文献等:

(1) Rislone61203 安全データシート

(2) 「GHS対応ラベルおよびSDSの作成マニュアル」 (厚生労働省医薬食品局 審査管理課化学物質安全対策室)

記載内容：ここに記載されている情報は知りうる限りの情報に基づいて作成しておりますが万全ではありません。またいずれの情報もこれを保証するものではありません。色々危険について述べておりますが、危険の存在可能性のみを記載しているものであり補償の対象ではなく、安全の保証をするものではありません。注意事項は通常の手配を前提にしたものですので、化学品の適合性の最終決定責任者は使用者自らであることを理解し、用途に適した安全対策を講じた上で御利用願います。